

改正

平成2年3月30日条例第17号  
平成8年3月28日条例第10号  
平成12年3月30日条例第12号  
平成24年6月25日条例第21号  
平成24年10月5日条例第26号  
平成29年3月22日条例第7号

瑞浪市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき瑞浪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瑞浪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国及び県の防災関係機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 電信電話事業を行う者、電力供給事業を行う者及び輸送事業を行う者の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) その他市長が特に必要と認め委嘱する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第6条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第10号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瑞浪市防災会議の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。